

たまらんにゃ～着ぐるみ貸出しの手引き

1 たまらんにゃ～の活動の目的

たまらんにゃ～は、多摩の魅力発信を目的に活動しています。

- ・たまらんにゃ～の活動目的に沿わないイベントや、たまらんにゃ～のイメージを損なうおそれがあるイベント等には貸出しできません。
- ・貸出し決定に当たっては、内容、情報発信効果、行政の関与度合、場所・時間などから総合的に判断します。

◆原則として、貸出しできない例

- ・政治的又は宗教的イベント
- ・特定企業の営利を目的としたイベント
- ・個人的なイベント（結婚式や還暦のお祝いなど）や企業の福利厚生イベント

2 貸出し決定までの流れ

(1) 着ぐるみ貸出し依頼

多摩の魅力発信プロジェクト事務局（以下「事務局」という。）宛て電話にて御連絡ください。着ぐるみを使用するイベント等の概要（開催目的、効果、日程等）を踏まえて、貸出しの可否を検討します。

(2) 貸出しの可否を連絡します。

- ・貸出しが決定した場合は、日程、着ぐるみ運搬方法等の詳細の調整をさせていただきます。
- ・貸出し決定後であっても、貸出しできない事由が生じた場合は、貸出しを中止させていただくことがあります。

3 その他／注意事項等

- (1) 着ぐるみの使用に当たっては、別途お渡しする「たまらんにゃ～着ぐるみ使用マニュアル」を必ず御参照ください。
- (2) 屋外イベントについては、雨天時は出演を中止してください。
- (3) 1回あたりの連続出演時間は、30分程度を目安にしてください。
- (4) たまらんにゃ～がステージに登壇する場合は、MC等によるたまらんにゃ～の紹介をお願いします。紹介内容は、多摩の魅力発信プロジェクト特設サイトを御参照ください。
<http://tamal20.jp/profile>（マスコットキャラクター紹介）
- (5) たまらんにゃ～の出演イベントは、多摩の魅力発信プロジェクト特設サイトに順次掲載します。
http://tamal20.jp/tamahatsuclub/kaicho_schedule/（会長活動スケジュール）
- (6) 着ぐるみの受取り、返却場所は原則として、事務局（東京都庁第一本庁舎13階北側）です。運搬に係る費用は借受者が御負担いただきます。
- (7) 借受期間中に着ぐるみを汚損した場合は、速やかに事務局まで御報告ください。修理又はクリーニングが必要な場合は、借受者の責任と負担により原状復帰していただきます。

【多摩の魅力発信プロジェクト事務局】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

（東京都庁第一本庁舎13階北側）

東京都総務局行政部振興企画課（多摩振興担当）

電話：03-5388-2443（直通）